

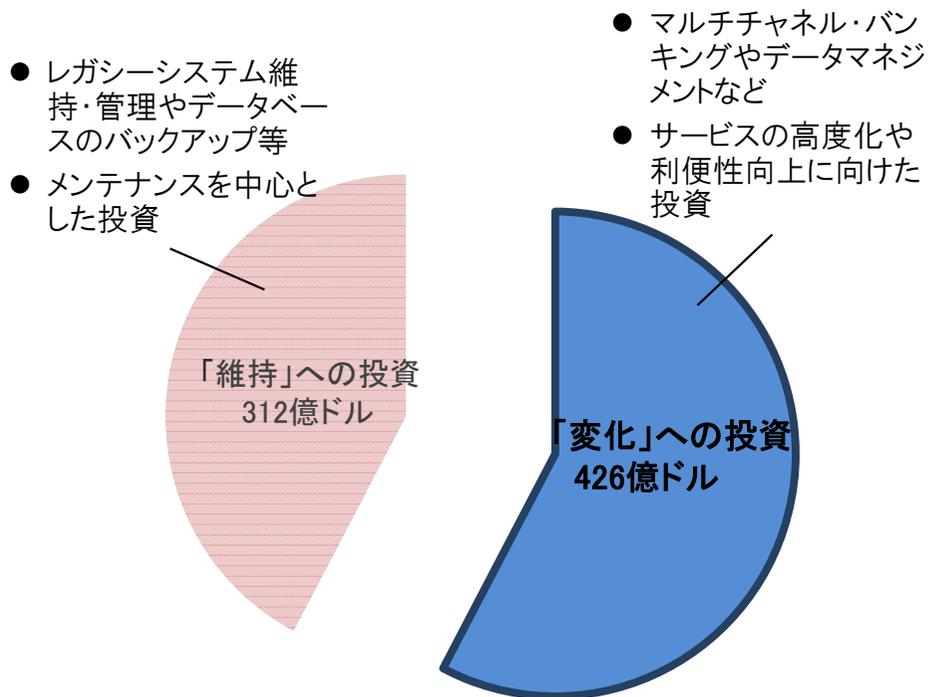
参考資料

(金融グループ関連)

平成27年3月3日
金融庁総務企画局

- 金融審議会では、決済業務の高度化についての審議が進められているが、そこでの議論等を通じ、この問題が、金融グループのIT戦略、更には、グループ全体の経営戦略の問題と密接不可分である、との認識。

米銀のIT予算の優先投資分野（2014年）

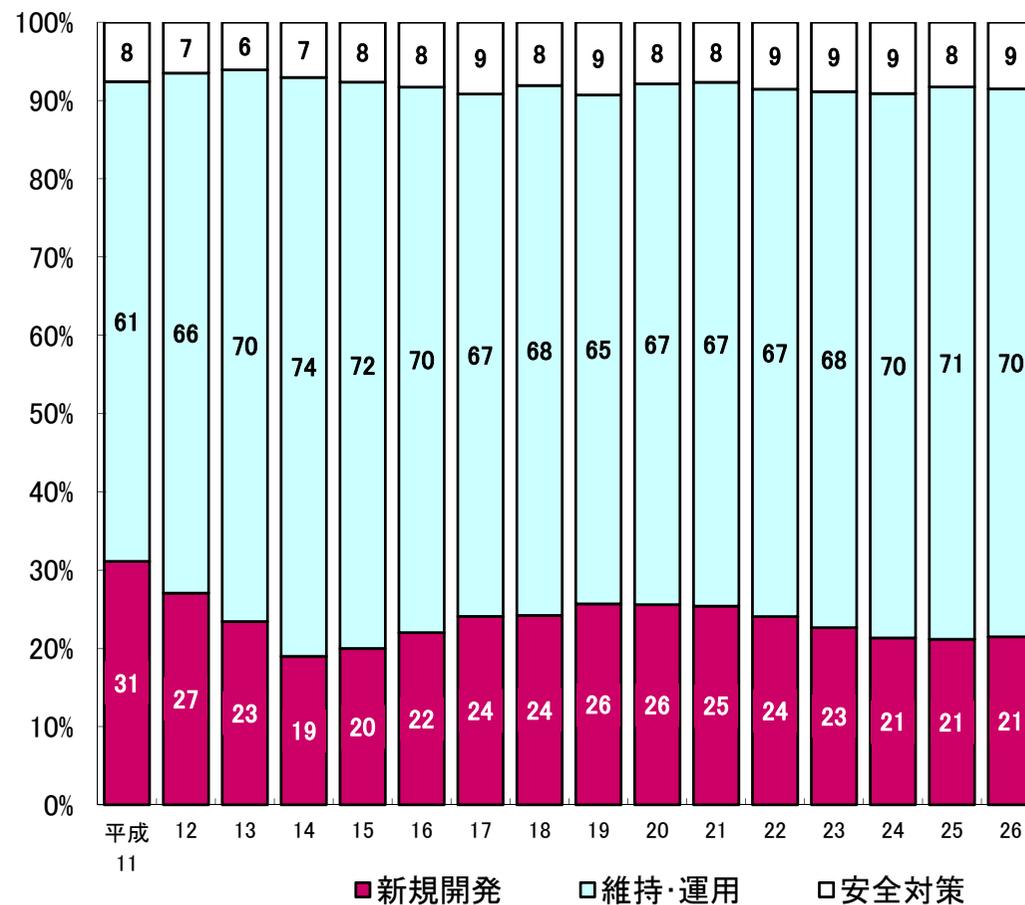


(資料) Technology Business Research

(注) 総資産額10億ドル以上の北米地域の大手金融機関とITベンダの幹部ら約200人を対象に実施

(出典) 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第2回株式会社日本総合研究所 説明資料

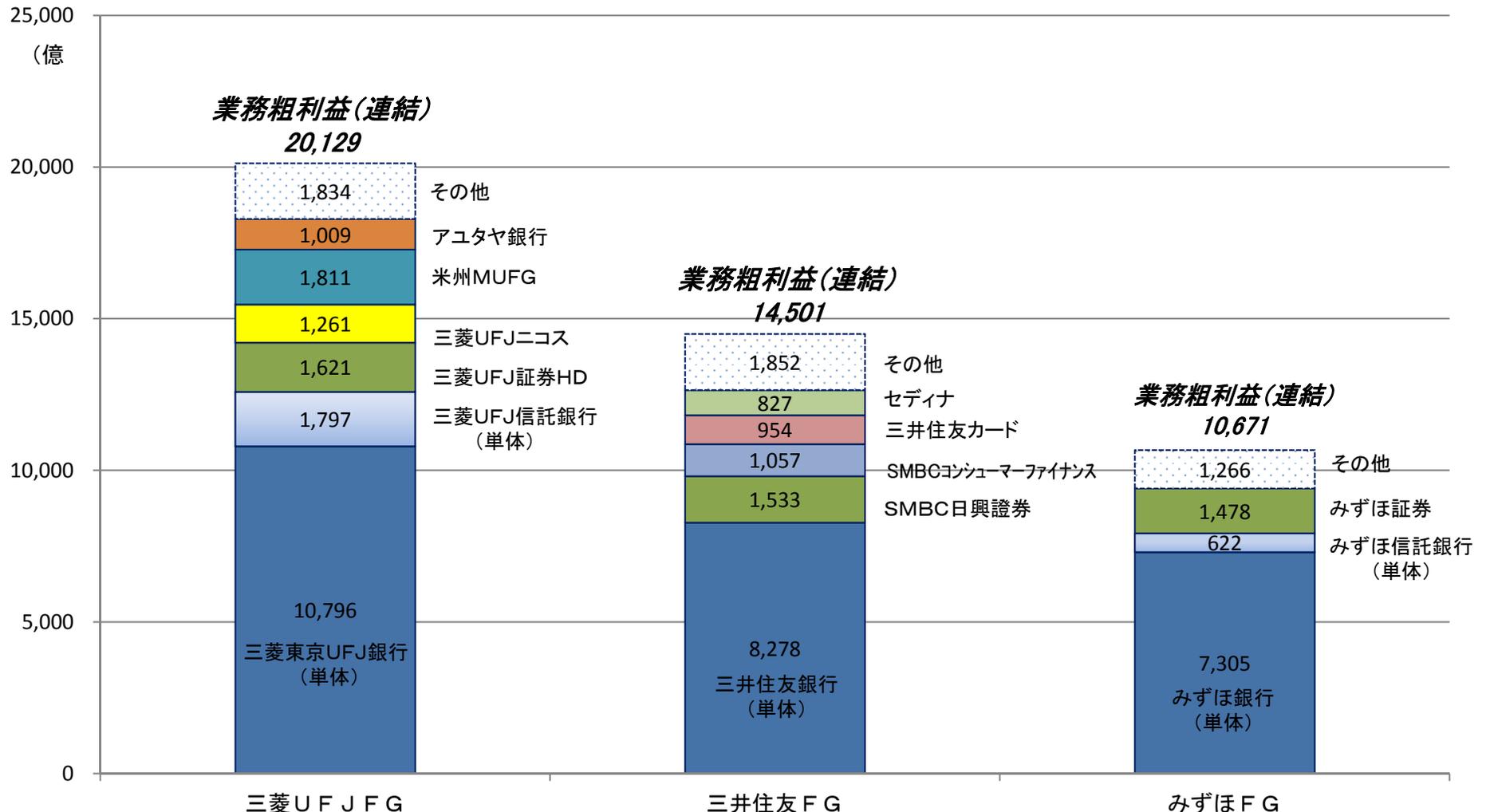
邦銀のシステム関連経費の目的別内訳



(出所) FISC「金融機関業務のシステム化に関するアンケート調査」(平成26年3月)

金融グループの業務状況

○ 金融グループの業務のうち、例えば、国内銀行本体による業務からの収益の比重は、低下の傾向。



(注)「その他」には、上記以外のグループ会社(海外事業を含む)の業務粗利益のほか、内部取引の調整額を含む。

(出典) 各グループの平成26年9月中間期決算説明資料。

➔ 近時の国際的な議論では、持株会社を中心とした金融グループ全体の健全性等を母国当局が責任を持って監督していくべきとの流れ。

金融グループを巡る国際的な議論

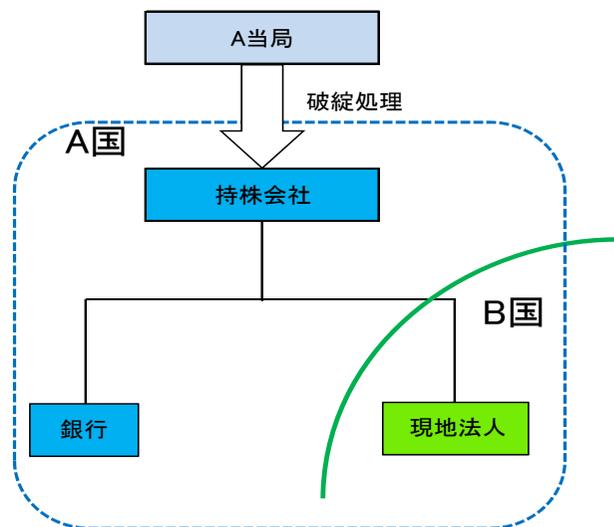
金融グループの破綻処理アプローチ

- 国際的な金融グループの破綻処理のアプローチとしては、大きく分けて、SPE (Single Point of Entry)とMPE (Multiple Point of Entry)の2つのアプローチが存在。国際的には、母国当局が持株会社に処理権限を行使し、グループを一体的に処理するSPEが、望ましい破綻処理アプローチとして主に検討されている。

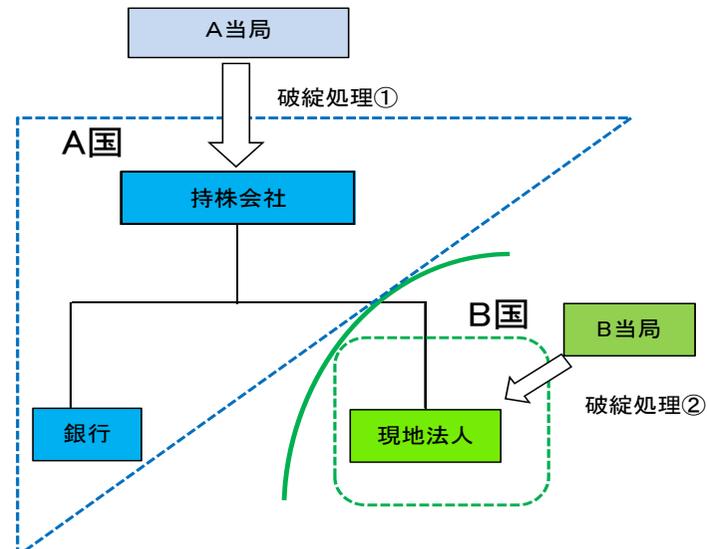
巨大銀行の破綻時の損失吸収力(TLAC)

- 金融安定理事会(FSB)は、「大きすぎて潰せない(Too big to fail)」問題への対応として、グローバルにシステム上重要な銀行グループ(G-SIBs)に対し、破綻時に損失吸収及び資本再構築に充てることができるよう、自己資本に加えて長期社債等を予め発行・保有することを義務付けるTLAC規制を提案。SPEでの破綻処理が想定される金融グループについては、持株会社がTLACを発行・保有することになる予定。

SPE (Single Point of Entry)



MPE (Multiple Point of Entry)

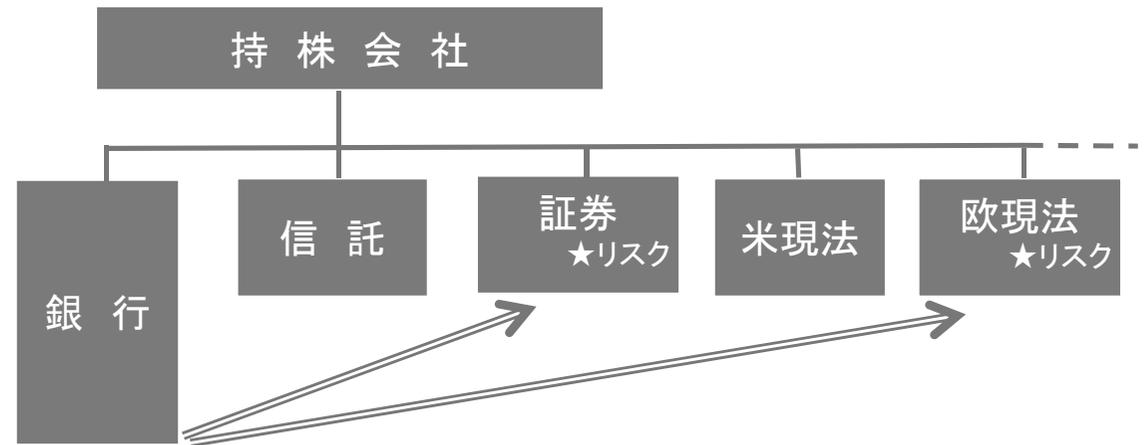


※ SPEは、破綻金融機関グループの持株会社の母国当局が、グループ全体を一体として破綻処理を実施。
MPEは、破綻金融機関グループに対して、関係する各国当局がそれぞれに自国内の拠点に対して破綻処理を実施。

金融グループにおける経営管理上の課題

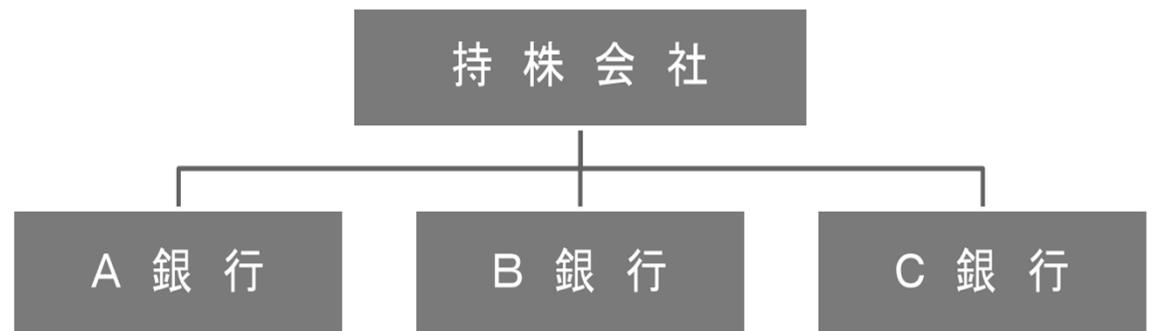
- 規模・複雑性・国際性、システミックな相互関連性を踏まえた、より強固なグループ・ベースでの経営管理態勢
- 持株会社の役割の明確化を含めたグループ全体の経営管理の高度化

(平成26年度金融モニタリング基本方針)



グループ全体に対する十分な経営管理が可能か？

- グループのシナジー、コスト削減効果を高めるため、グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする枠組みを望む声



共通部分をどこまで持株会社等に切り出していくことが可能か？

銀行グループの業務範囲に関する要望・意見の例

①電子商取引ビジネスへの出資

【Amazon社の例】



(出典) 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第1回
株式会社NTTデータ経営研究所 説明資料

➡ 銀行グループにおいても、銀行業務とのシナジーを追求すべく、電子商取引ビジネスへの出資等を可能として欲しい。

②金融関連ITベンチャー企業への出資

欧米の金融機関は、これからの競争相手は、Googleやfacebookであるとの認識の下、金融関連のITベンチャー企業への出資・買収を活発化、との指摘。

➡ 日本の銀行グループにおいても、金融関連のITベンチャー企業への出資等を可能とし、戦略的なIT投資の途を拡げて欲しい。

③銀行間での決済関連事務の受託

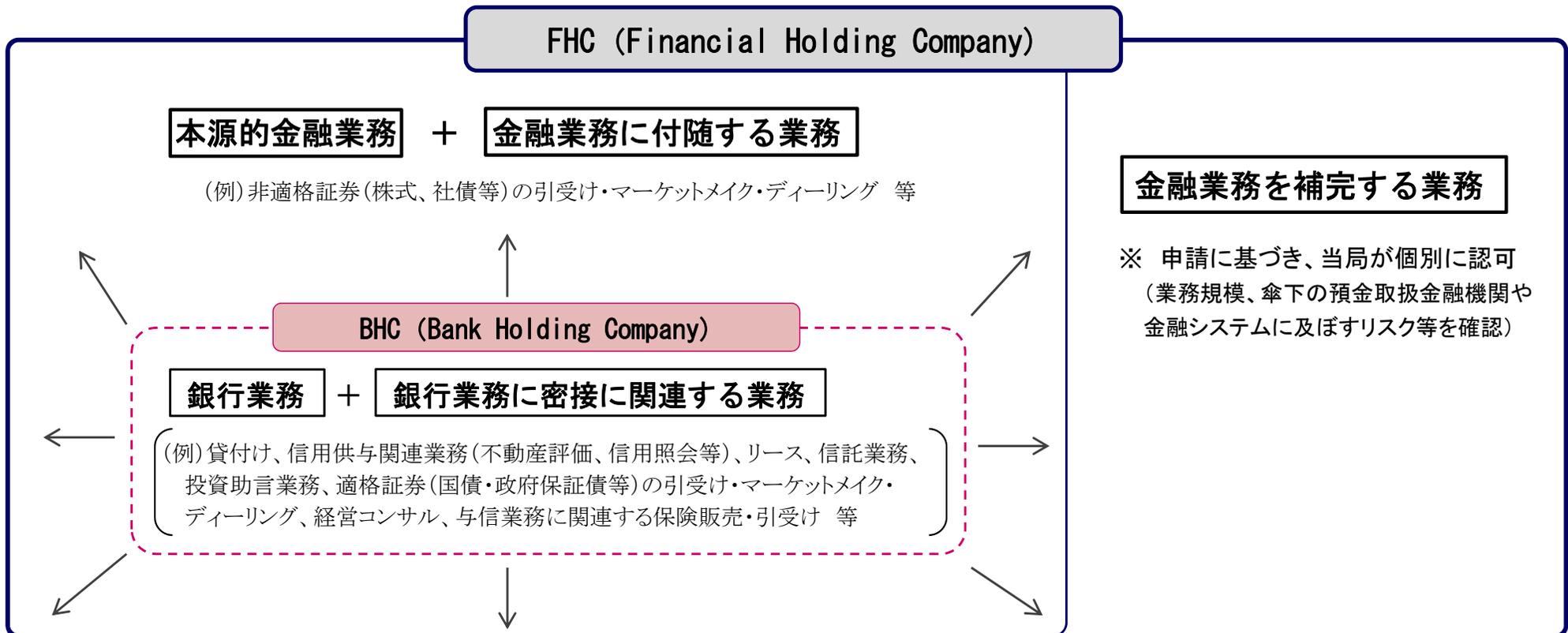
金融機関では、決済関連事務の合理化等を通じたコスト構造の見直しを巡る動きが活発化する可能性、との指摘。

➡ 銀行間での決済関連事務の受託等を容易化し、銀行間や銀行グループ内での連携・協働を容易にして欲しい。

米国の金融持株会社制度の概要

- 米国では、銀行法とは別途、銀行持株会社法 (Bank Holding Company Act of 1956) が存在。同法の下で、銀行持株会社 (Bank Holding Company) は、銀行業務及び銀行業務に密接に関係する業務を営むことが可能。
- 更に、GLB法 (Gramm-Leach-Bliley Act of 1999) により、銀行持株会社法が改正され、特に自己資本が充実し経営管理の状況が良好と認められる持株会社 (Financial Holding Company) グループについては、通常の銀行持株会社グループに比して、より柔軟な業務展開が許容されている。

(BHCとFHCの業務範囲のイメージ)



銀行法における銀行持株会社に係る規定の概要

※ 現行法上、持株会社は、金融機関の主要株主の一形態との位置付け

参入規制	業務・組織の規制	行為の規制
<ul style="list-style-type: none"> ● 認可制 	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務範囲：子会社の経営管理及びこれに附帯する業務 ● 子会社の範囲：銀行の子会社の範囲とほぼ同一 ● 持株会社と他の会社（子銀行等）の取締役の兼職に係る認可制（子銀行の経営の健全性の確保） 	<p>【経営の健全性確保のための規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大口信用供与規制※ ● 自己資本比率規制※（早期是正措置） ● 議決権の取得等の制限※ <p>【顧客の利益保護のための規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利益相反管理体制の整備 ● ディスクロージャー義務※ （貸借対照表、業務・財産の状況に関する説明資料等） <p style="text-align: right;">※ 連結ベース</p>

上記規制の実効性を確保するための監督規制

- 報告徴求、立入検査、銀行の経営の健全性を確保するための経営計画の提出命令、認可取消し